

(別表第1)(第2関係)

| 補助金の種類 | 添付書類 |
|--|---|
| 共通 | <p>申請者が既存住宅の所有者であることが確認できる、以下のいずれかの書類</p> <p>(1)「権利部(甲区)」の「権利者その他の事項」欄に申請者の名前の記載がある登記事項証明書(全部事項証明書(建物))の写し※</p> <p>(2)申請者が所有者として登録されている固定資産税課税台帳記載事項証明書等の写し※</p> <p>(3)【申請者が買主の場合】売買契約書の写し</p> |
| | <p>対象の住宅が、居住を目的とする住宅であることが確認できる、以下のいずれかの書類</p> <p>(1)申請物件に居住している者の住民票の写し※</p> <p>(2)過去に居住の用に供されていることが確認できる登記事項証明書(全部事項証明書(建物))の写し※</p> <p>*既存住宅の所在地と、「権利部(甲区)」の「権利者その他の事項」欄に記載のいずれかの所有者の住所が一致していることが必要</p> <p>(3)市町村が居住を目的とする住宅であることを認める書類の写し</p> |
| | <p>対象の住宅が店舗等の用途を兼ねる住宅である場合、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満であることが確認できる書類(図面等)</p> |
| | <p>対象の住宅が、売買に供する、または売買契約後1年以内の住宅であることが確認できる以下の書類</p> <p>(1)申請者が売主の場合：媒介契約書の写し又は売買契約書の写し</p> <p>(2)申請者が買主の場合：売買契約書の写し</p> |
| | <p>【複数人で共同所有をしている住宅の場合】</p> <p>補助金手続きに関する代表者以外の所有者からの委任状(押印あり)</p> |
| | 既存住宅 状況調査 |
| <p>申請者が状況調査事業者に対し調査費用を支払ったことが確認できる、以下のいずれかの書類</p> <p>(1)請求書及び領収証の写し</p> <p>(2)請求書及び銀行振込控えの写し</p> | |
| <p>既存住宅状況調査技術者の登録証の写しまたは既存住宅状況調査技術者講習の修了証の写し</p> | |
| <p>その他知事が必要と認める書類</p> | |
| 既存住宅 売買瑕疵保険 | <p>保険証券の写し</p> |
| | <p>宅地建物取引業者の買取り再販の場合においては、被保険者となる宅地建物取引業者が住宅瑕疵担保責任保険法人に対し、保険料相当額を支払ったことが確認できる、以下のいずれかの書類</p> <p>(1)請求書及び通帳の写し</p> <p>(2)請求書及び銀行振込控えの写し</p> |
| | <p>個人間売買の場合においては、被保険者となる調査事業者もしくは保険加入を仲介した宅地建物取引業者に対し、申請者が保険料等相当額を支払ったことが確認できる、以下のいずれかの書類</p> <p>(1)請求書及び領収証の写し</p> <p>(2)請求書及び銀行振込控えの写し</p> |
| | <p>その他知事が必要と認める書類</p> |

※登記事項証明書(全部事項証明書)・固定資産税課税台帳記載事項証明書等・住民票については、複写(コピー)可

